

記者発表				
月日 (曜)	担当部課 (班名)	電話番号	発表者 (担当班長等)	その他 配布先
10/18 (金)	まちづくり部 公営住宅管理課 (管理班)	078-230-8459 内線 4898	公営住宅管理課長 元佐 龍 (井上 雅之)	—

県営住宅における子育て向け支援について (10月募集分)

I 子育てしやすい県営住宅

1 グレードアップ改修住宅に係る入居者募集

(1) グレードアップ改修住宅について

ア 子育てしやすい住環境を確保するため、間取りの変更や水回り設備の更新などのリフォームをしている。

イ 応募できるのは、次の①②のいずれかに該当する世帯

- ①新婚世帯 (合計年齢 80 歳未満で婚姻成立後 2 年以内の夫婦 (婚約・内縁関係含む))
- ②子育て世帯 (18 歳未満の扶養親族がいる世帯)

(2) 10月募集住宅

住宅名	部屋番号	住所	内覧日時	
灘の浜高層	5-501	神戸市灘区摩耶海岸通	10/25 10:30~11:30	A
灘の浜高層	5-502	神戸市灘区摩耶海岸通		A
脇の浜高層	12-702	神戸市中央区脇浜海岸通		A
玉津今津高層	1-911	神戸市西区玉津町今津		B
玉津今津高層	1-913	神戸市西区玉津町今津		B
尼崎西難波鉄筋	1-505	尼崎市西難波町	10/25 10:30~12:00 (事前予約制)	E
尼崎大庄住宅・高層・鉄筋	2-505	尼崎市蓬川町	—	E
尼崎大庄住宅・高層・鉄筋	3-302	尼崎市蓬川町	—	E
西宮北口高層	2-1402	西宮市高畑町	—	E
西宮浜高層	6-505	西宮市西宮浜	—	E
宝塚山本野里鉄筋	3-101	宝塚市山本野里	10/24 11:00~12:00	F
猪名川白金鉄筋	3-106	猪名川町白金	—	F
明石南王子住宅	1-414	明石市南王子町	10/25 10:30~11:30	C
高砂松波町高層	2-204	高砂市高砂町松波町		D
姫路家中高層	1-210	姫路市広畑区才	10/25 10:00~11:30 13:30~15:00	G

※ 定期借家住宅として原則 10 年間に限り入居可能 (世帯の状況により延長可)

※ 内覧の詳細は、下記 2 の各管理事務所 (A から G まで) にお問い合わせください。

(3) 募集期間 令和 6 年 10 月 25 日 (金) ~ 10 月 31 日 (木) (郵送受付)

抽 選 日 令和 6 年 11 月 13 日 (水)

2 お問い合わせ先

(1) TC神鋼不動産サービス（株）

- A：神戸管理事務所（神戸市、ただし西区を除く） 078-647-9201
 神戸市長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎 7 階
- B：西区・明舞管理事務所（神戸市西区、明舞地区） 078-915-1091
 明石市松が丘 2-3-27 松が丘ビル 1 階
- C：明石管理事務所（明石市、稲美町、播磨町） 078-913-7766
 明石市樽屋町 8-27 NTT 西日本明石ビル 1 階
- D：加古川管理事務所（加古川市、高砂市） 079-427-2025
 加古川市加古川町篠原町 9-1 OKビル 4 階

(2) (株)東急コミュニティー

- E：阪神南管理センター（尼崎市、西宮市、芦屋市） 0798-23-1090
 西宮市六湛寺町 14-5 ハイス西宮ビル 4 階
- F：阪神北管理センター（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 0797-83-6401
 宝塚市栄町 1 丁目 6-1 花のみち 1 番館 301 号室

(3) (株)兵庫県公社住宅サービス

- G：姫路事務所（姫路市、神河町、市川町、福崎町） 079-286-9701
 姫路市東延末 2 丁目 154-2 さくらヶ丘エス姫路ビル 4 階

II 入居しやすい県営住宅

1 新婚・子育て等の優先枠

これから結婚・子育てをする県内に居住する若者・Z世代を対象に暮らしやすい住まい・住環境の確保を図るため、県営住宅に入居できるよう優先枠を設定する。

(1) 優先枠数（全体）

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
設定戸数	4	12	1	54 (5)	71 (5)

※ 「若者」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯、「母子・父子」は配偶者がいない 20 歳未満の子を扶養する世帯、「多子」は 18 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる世帯、「新婚・子育て」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満で婚姻後 2 年以内の世帯又は 18 歳未満の扶養親族がいる世帯

※ () 内の数字は、奨学金（日本学生支援機構奨学金）返済者優先枠数（内数）

(2) 優先枠数（管理事務所別）

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
神戸	0	1	1	11	13
阪神南	1	2	0	8	11
西区・明舞	0	2	0	9	11
阪神北	1	2	0	7	10
明石	0	2	0	5	7
加古川	1	1	0	5	7
姫路	1	2	0	9	12
計	4	12	1	54	71

2 新婚・子育て世帯に対する敷金免除

新婚・子育て世帯は家賃 3 か月分を免除（免除申請書の提出が必要）